

第 2 5 次東京都消費生活対策審議会

第 4 回検討部会

令和元年 8 月 8 日（木）

都庁第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 1

(午後 1時31分 開会)

○野澤部会長 それでは時間になりましたので、東京都消費生活対策審議会第4回検討部会を開会いたします。

初めに事務局から定足数の報告と配付資料の確認をお願いいたします。

○企画調整課長 企画調整課長の白石でございます。出席状況について、ご報告いたします。当部会は委員9名と専門員2名で構成されており、本日は委員9名に出席をいただく予定となっております。なお、柿野委員、小林委員につきましては、遅れて出席されるというご連絡をいただいております。東京都消費生活対策審議会運営要綱第8に定めます委員の半数以上の出席という定足数に達しております。なお、当部会は原則公開とし、議事録等は都のホームページ等に掲載し、公表させていただきますことをご了承願います。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日は紙資料とタブレットを併用させていただきます。

まず、紙の資料としましては、机上に本日の次第、座席表、資料4としまして、答申(案)の本文がございます。あわせて東京都消費生活基本計画の冊子を置かせていただいております。不足している資料がございましたら、お知らせください。続きまして、タブレット内の資料の確認をお願いいたします。お手元のタブレットに資料がございます。

まず、資料1としまして、検討部会委員名簿、続きまして資料2、検討部会幹事・書記名簿、資料3としまして、「中間のまとめ」に係る都民意見募集結果、資料4としまして、答申(案)の付属資料になります。続きまして、参考資料①としまして、今後のスケジュールが入っていることをご確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、タブレットの使用方法をご説明いたします。

例えば、資料3、「中間のまとめ」に係る都民意見募集結果をタップいただければと思います。そうしますとPDFのファイルが開きます。こちらの画面を右から左にスライドしていただきますと、次のページに移動します。また、画面表示を拡大したい場合は、画面にタッチしていただきまして、指で広げていただきますと拡大表示がご覧いただけます。こちらの資料を閉じる場合は、左上にファイル一覧という文字がございますが、こちらを押していただきますと元の画面に戻ります。

ご不明な点がございましたら、職員が周りにおりますのでお声がけいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○野澤部会長 それでは審議に入りたいと思います。

5月21日の第3回総会の後、各委員の意見を反映し、中間のまとめを取りまとめ、6月17日から7月16日まで都民意見の募集を行いました。本日は都民の皆様からいただいたご意見などを踏まえ、事務局で答申(案)を作成しておりますので、これについて委員の皆様にご議論をお願いしたいと思います。

では、お寄せいただいた意見の概要及び反映等の対応案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それではご説明いたします。タブレット内にごございます資料3、「中間のまとめ」に係る都民意見募集結果をご覧ください。

まず1番、意見募集の概要になりますが、周知方法としまして、東京都公式ホームページ、生活文化局ウェブサイト「東京くらしWEB」に募集要領等を掲載いたしましたほか、ツイッターで意見募集の呼びかけを行いました。募集期間は6月17日から7月16日までの30日間、意見提出方法等につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして2番、集計結果でございますが、意見件数としましては9件お寄せいただいております。提出主体の内訳は記載のとおりでございます。

また、意見の総数につきましては66件、このうち57件が、第2章に関する意見でございます。

次のページにお移りください。

3、中間のまとめに対する都民意見概要及び意見に対する考え方でございます。

今回の意見募集では、中間まとめの内容に賛成といったご意見や、本文に趣旨が盛り込まれている内容のご意見、また、都が今後、消費者教育を進めていくに当たり、参考となるご意見が寄せられております。

資料には意見ごとに、概要と意見に対する考え方、右端に対応（案）を記載しております。

なお、対応（案）の記載でございますが、追加修正と記載のものがご意見の趣旨を踏まえて本文を追加、修正したものでございます。

2の反映済みにつきましては、既に本文に記載、または趣旨として盛り込まれているものでございます。

3の参考でございますが、今後、東京都が消費者教育を進めるに当たり、参考となる具体的な施策案、事業の展開案などに関する意見でございます。

4の意見につきましては、特にお考えを述べられたものにつきまして、ご意見として承りたいものでございます。

こちらの資料はお寄せいただいたご意見をほぼそのままお出ししております。また、今回の都民意見を踏まえた答申への反映につきましては、資料4の答申（案）でご説明いたします。意見数が全部で66件ございますので、追加・修正部分を中心にご説明いたします。

まず、全体につきましては、3件のご意見が寄せられております。内容としましては、中間のまとめに賛成するというものでございます。

続きまして、第1章、若者の消費者被害及び消費者教育の現状につきましては、1件ご意見がございました。小学校、中学校、高校での段階的な消費者教育を実施する必要性についてのご意見でございますが、答申（案）の12ページ、若者の消費者被害における特徴と課題にご意見の趣旨が記載されておりますので、対応（案）としましては、反映済みとしております。

続きまして、3ページをご覧ください。第2章、東京都における消費者教育の現状と課題及び今後の取組の方向性になります。

1、学校教育における消費者教育の推進の(1)消費者教育教材等の一層の活用につきましては、全部で21件のご意見が寄せられております。このうち5番の意見を踏まえまして、答申(案)の修正を行っております。ご意見としましては、東京都において特別支援学校向けの教材の開発をして欲しい。また、作成に当たっては専門家の意見も取り入れて作成していただきたいという内容のものでございます。

東京都の消費生活部門では、特別支援学校の教員や社会福祉士の参画を得て、特別支援学校向けの教材も作成しておりますので、その旨、答申に追加の修正を行っております。

恐れ入りますが、紙資料の資料4、答申(案)の21ページをご覧ください。

こちら21ページの下線を引いているところは、今回、追記した部分になります。DVDやWEB教材の作成に当たりましては、特別支援学校の教員などが参画していることや、最近の作成実績に特別支援学校向けの教材を新たに記載しております。「ちえとまなぶのず〜っと役立つ「お金の話」」、こちらは、特別支援学校の高等部を対象とした消費者教育教材になります。

それでは、タブレットの資料3にお戻りください。

続きまして、タブレットの5ページ、こちらの14番から17番につきましては、都立学校におけるモデル校についてのご意見になります。試行的な取組に対する賛成のご意見のほか、今後の取組の参考となるご意見が寄せられております。

続きまして、6ページに移らせていただきます。

こちら20番から、次の7ページの24番にかけましては、保護者に向けた講習会等に関するご意見になります。答申(案)では、学校の保護者会やPTAなどの会合における出前講座の有効性について記載をしておりますが、こうした取組に加えまして、22番、23番、24番のご意見になりますが、大学の新生の保護者向け説明会や地域生協との連携、職域における社会人への消費者教育も保護者世代への消費者教育に繋がるとのご意見を踏まえまして、答申に追加の修正を行っております。

恐れ入りますが、資料4の答申(案)の32ページをご覧ください。4の消費者教育を効果的に推進していくためというパートになりますが、こちらに追記をしております。

「消費者教育は学校教育だけでなく、ライフステージに応じて体系的に推進されるべきであり、職域や地域における社会人への消費者教育は、保護者世代への消費者教育にも繋がることから、都では、区市町村、消費者団体、事業者団体等と連携し、多様な場面において消費者教育を推進していくことが重要である。」と追記をしております。

恐れ入りますが、タブレットの資料3にお戻りください。

続きまして、7ページに移らせていただきます。

こちら下段の(2)教員への研修等支援では、全部で5件の意見が寄せられております。このうち、次の8ページになりますが、30番のご意見を踏まえまして、答申(案)の修

正を行っております。

ご意見の内容としましては、消費生活センターの図書資料室における消費者教育教材の貸出や教員への周知に関する内容でございます。消費生活センターの図書資料室では、東京都や消費者団体、事業者団体等が作成した消費者教育教材の提供を行っておりますので、答申に追加の修正を行っております。

恐れ入りますが、資料4、答申（案）の24ページをご覧ください。下線部が追記した部分になります。ホームページ「東京くらしWEB」及び東京都消費生活総合センター図書資料室を通じて提供しているほか、事業者団体を実施している外部講師の派遣に関する情報をホームページに掲載しておりますので、追記をしております。

なお、教員に対する図書資料室の周知につきましては、今後の取組の参考になるものと考えております。

恐れ入りますが、タブレットの資料3にお戻りください。

続きまして、（3）学校教育と消費生活行政をつなぐ消費者教育コーディネーターの配置、こちらでは、全部で8件のご意見が寄せられております。コーディネーターの設置に関しまして、賛成とのご意見のほか、コーディネーターの位置づけや役割の明確化、区市町村におけるコーディネーターの設置支援など、今後の取組の参考となるご意見が寄せられております。

続きまして、10ページに移らせていただきます。

2番の注意喚起・情報発信、こちらでは、10件のご意見が寄せられております。このうち、12ページになりますが、48番、こちらのご意見を踏まえまして、答申（案）の修正を行っております。

ご意見としましては、若者参加型の事業などについて、大学生協との連携なども考慮いただきたいという内容でございます。

恐れ入りますが、資料4、答申（案）につきましては、32ページになります。

先ほど、追記した部分にもなりますが、東京都の進める消費者教育事業については、東京都だけではなく、区市町村や消費者団体、事業者団体と連携して推進していく必要がございます。こうした連携は、2の注意喚起・情報発信だけにとどまらず、広く全般にわたりますので、こちらの4番に記載をしているものでございます。

すみません、タブレットの資料3にお戻りください。

続きまして、12ページになります。3番の区市町村支援、こちらにつきましては8件のご意見が寄せられております。こちらでも、次の13ページになりますが、54番、こちらのご意見を踏まえまして、答申（案）の修正を行っております。この54番、前段と後段でご意見が異なりまして、前段の教員へのタイムリーな消費者情報の提供につきましては、答申（案）の23ページにご意見の趣旨が含まれておりますが、後段の区市町村の消費生活センターと消費者教育が車の両輪として機能できるような体制への要望、こちらを踏まえまして、修文を行っております。

資料４の答申（案）の３１ページになります。

下線を引いたところが修正部分になりますが、区市町村における消費者教育の推進体制の整備につきましては、都の消費生活部門から区市町村消生活部門への働きかけとともに、東京都の教育部門からも区市町村の教育部門への働きかけが重要となります。その旨、既に記載をしているところでございますが、東京都の消費生活部門、教育部門の取組が明確になるように下線部分を追記しております。

恐れ入りますが、資料３、タブレットにお戻りください。

続きまして、１４ページになります。こちら４番、消費者教育を効果的に推進していくためにでは５件の意見が寄せられております。

消費者行政と教育行政の継続的な連携や早い段階からの金融経済教育の実施、インターネットリテラシー向上を踏まえた消費者教育などのご意見の趣旨は中間のまとめの内容に含まれております。

続きまして、１５ページに移らせていただきます。

第３章、消費者教育とともに取り組むべき課題については、全部で４件のご意見が寄せられております。

事業者へのコンプライアンス意識の向上や悪質事業者に対する法令を駆使した取り締まりの強化、消費者相談窓口の機能の充実などについて、ご意見をいただいております。

以上が中間まとめに係る都民意見の募集結果になります。

続きまして、答申（案）の修正箇所について、ご説明をいたします。恐れ入りますが、資料４の答申（案）をご覧ください。

ただいまご説明いたしました４カ所の修正のほかに、３ページをお開きください。こちらの「はじめに」に、中間のまとめ以降の動きを掲載しております。都民意見の募集に関する記述ですとか、本日の部会における審議等について記載しております。

また、次の第１章 若者の消費者被害及び消費者教育の現状につきましては、データの更新を予定しております。本日は、データの集計が間に合わず更新できておりませんが、来月開催予定の第４回の総会では、最新のデータに差替える予定でございます。

私からの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。それでは、答申（案）の内容について意見交換をしていきたいと思っております。答申（案）につきましては、これまでの部会や総会での各委員の意見を踏まえたものとなっております。このため、基本的には審議会の答申（案）に都民の意見をどう反映していくか、それから審議会としての意見に対する考え方の記載は問題ないかという視点で本日は議論をしていくこととなります。

また、９月３０日に開催する総会では、部会での議論をもとに答申をする予定となっておりますので、これらの点をご留意の上、ご発言いただければと思います。

それでは、まずは都民からの意見を反映し、文書に追記した部分が、先程指摘がありましたように４カ所ありますので、これらについて議論した上で、その他の意見について自

由に議論していきたいと思えます。

4カ所のうち、まず一つ目でございますが、答申（案）21ページの消費者教育教材等の一層の活用の部分でございます。意見の5番目の意見ですね。特別支援学校向け教材の作成についての意見を受けて追記した部分について、反映した文書の記載など、何かご意見がありましたらお願いいたします。

都民意見募集では5番ですから、タブレットでいくと3ページですね。これを反映した部分がこの21ページの下線部ということになりますが、これについてはいかがでしょうか。

特別支援学校向けの教材について追記したということですので、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○野澤部会長 ありがとうございます。

それでは次に進みたいと思えます。2番目は答申（案）の24ページですね。（2）教員への研修等支援の中の教員への資料提供の部分でございます。これは意見の30番ですね。タブレットでは、8ページのところでございますけれども、東京都消費生活総合センターの図書資料室の周知等に対する意見を受けて追記した部分について、反映した文書の記載など、何かご意見がありましたらお願いいたします。これもよろしいですかね。

（「はい」と声あり）

○野澤部会長 図書資料室についての追記ということでございます。

それでは、3番目でございますが、答申（案）の31ページですね。これの3番、区市町村支援の中の（3）今後の取組の方向性の部分でございます。これについては、ご意見の54番ですね、タブレットの13ページになりますけれども、区市町村の消費生活部門と、それから学校教育部門の連携の促進に対する意見を受けて追記した部分について、反映した文書の記載など、何かご意見がありましたらお願いいたします。

これも消費生活部門と、それから学校教育部門の連携ということで、そこを丁寧に都の消費生活部門では、それに加えてというふうに追記した部分ですけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○野澤部会長 ありがとうございます。

それでは、次に進みまして、4番目でございますが、答申の32ページですね、4番の消費者教育を効果的に推進していくために追記した部分でございます。これについては意見が複数ございますけれども、意見の22番から24番、それから48番、保護者世代への消費者教育や団体との連携についての意見を受けて追記した部分でございます。反映した文書の記載など、何かご意見がありましたらお願いいたします。

どうぞ、丸山委員。

○丸山委員 このままでも構わないかと思うのですけれども、体系的にという言葉が使われております。その趣旨としましては、何かこの年齢が上がるごとに難易度が上がるとい

うイメージではなく、例えば、高齢者に対して消費者教育を行うとしたら、その必要性に応じた、相談に躊躇しないなども含めての体系的ということの意味していると思います。徐々に高度化するというよりは、実効的、実践的な消費者教育というのをライフステージに合わせてするという趣旨かと思うので、このままでも構わないんですが、一応その趣旨の確認をしたいと思いました。

以上です。

○野澤部会長 これいかがですかね。「体系的に」を取るというのも、一つの手ですけれども。ライフステージに応じて推進されるべきと。

○企画調整課長 東京都における消費者教育は、従来からライフステージに応じて、各年齢期に応じて取組を進めております。タブレットの資料4、答申（案）の付属資料というのがございますが、こちらにライフステージ別の消費者教育取組状況図がございます。各期の特徴を踏まえて、WEB教材ですとか、DVD、冊子・リーフレット、講座などターゲットに応じて消費者教育を展開しております。従前から使っている表現ではありますが、委員のご意見を踏まえて修正も可能であると考えております。

○野澤部会長 これどうしましょうね、結論的には。「体系的に」というところが、ちょっとひっかかるという感じだと思うんですけども、ご意見としては。

○丸山委員 そうですね、はい。

○野澤部会長 「体系的に」というと、何か順番があって、1から2、3というふうに進んでいくような感じ。むしろライフステージに応じて対応するのは、それはそのとおりにですけども、その体系的というところが、丸山委員からするとちょっと文言としてどうなのかなという、そういうご指摘だと思います。

○企画調整課長 「体系的に」を外しましょうか。

○野澤部会長 いや、どっちでもいい。どうでしょうね。

○丸山委員 趣旨はわかりましたので。

○野澤部会長 そのままにしておきますか、では。では、一応そのままということで、わかりました。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですかね。これ大学生協からの特にご指摘なんですけれども、一応団体ということで、そこに「団体等と連携し」というところで、含めていますけれども。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○野澤部会長 ありがとうございます。

それでは、都民意見を受けて答申（案）を修正した部分については以上となります。

そのほかの意見は、答申（案）の修正についての意見というよりは、今後、答申を踏まえて取組を進めていく際の参考となる意見かと思えます。

資料3の都民意見募集結果について、お気づきの点や意見に対する考え方の内容について、ご意見などありましたら、どの章からでも構いませんので、ご発言をお願いいたします。



す。いかがでしょうか。

○丸山委員 資料そのものの確認ということではないのですが、今回の意見提出数に関しまして、これは通常のこういった意見募集を行った場合と比較しても、何か関心が低いと捉えてよいのか。教えていただきたいと思いました。

○企画調整課長 前回の消費生活基本計画改定の答申の際には、35件の意見が寄せられています。さらにその前の高齢者の見守りに係る答申の際には、6件でした。単独のテーマとなるとご意見が寄せられにくいということは、あるかもしれません。

一方で、計画のように広くテーマを網羅しているものにつきましては、やはりご意見が多く寄せられております。

今回は、9件になりますが、その中身としましては、多岐にわたってご意見をいただいています。意見の総数66件というのは、多い方だと考えております。

○野澤部会長 そのほかいかがでしょうか。

平澤委員、お願いします。

○平澤委員 全般的なことを適宜、話していいですね。意見を拝見していて、急いで欲しいとか、教材とかについての要望が結構多いように見えます。この間、やはり成年年齢引き下げまであと2年ちょっととか、3年ないというような中で、学校の先生たちはやはり焦っていらっしゃるということをよく感じるところです。

今回見ている、モデル校なんかについては早くやって、そのモデルを提示して欲しいという話もあつたりするので、この意見書自体は非常に充実して良いと思うのですが、是非、早期に進めていただければなというふうに思いました。感想です。

○野澤部会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、阿部委員、お願いいたします。

○阿部委員 ありがとうございます。意見書も大変よくできていて、都民意見も具体的な意見が多くあり、それに対応していただいて、その意見も反映済みで、よくできたものと思っています。

それで意見では教材に関しても、修正をしながら教材を作っていくというところに多くの意見がありますので、是非それをやっていき、どういった効果があるかという、進捗状況等を踏まえて、結果等も出していけたらいいのかなと思います。

それから、やはり消費者教育コーディネーターについては、今、国も配置を推進するということで、たくさんの意見があり、「是非東京都としても消費者教育コーディネーターを配置してほしい」という意見が多いので、これを先進的な形で取り組んでいただきたいと思っております。

それで消費者教育コーディネーターのところの記載でちょっと気になったところがありまして、意見の中の34番でしたか、幅広い人材、行政職員や消費生活相談員、事業者経験者などというところがありますので、本文の27ページの上段のところに、こちら東

京都版消費者教育コーディネーターはこういう方がいいでしょうという、「例えば」という記載があるのですが、教員経験者などの学校現場に精通している人材の消費生活部門云々と続くのですけれども、ここに例えば学校現場に精通している人材や、消費生活現場を踏んでいる専門家、消費生活相談員等という形で、多様な方たちもこの役割を担えるというところを入れていただけたらいいのかなと思ったところでございます。

○野澤部会長 ありがとうございます。この点についてはいかがですか。

○企画調整課長 幅広い人材を活用する必要があるかと思っておりますので、今の委員のご意見を踏まえまして、修文をしたいと思っております。

○野澤部会長 ありがとうございます。それでは内容については、また検討させていただきます。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。できるだけ速やかに具体化していただきたいという意見が平澤委員と、それから阿部委員から出ていますので、是非この辺もよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、さまざまなご意見をありがとうございます。本日いただいたご意見に加えて、第1章で使用しているデータ等の更新や文書の微修正なども含めまして、最終的に部会から総会に報告する内容については、後藤会長と相談の上、調整をするということで、私にご一任いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○野澤部会長 ありがとうございます。では、本日の議論の結果を踏まえまして、そのように進めさせていただきます。

まだ開始から30分ちょっとしかたっていないんですけれども、せっかく皆さんにお集まりいただいておりますので、また、検討部会としては、本日が最後の開催となりますので、残りのお時間は今後の取組に向けて自由に意見交換を行いたいと思っております。

答申(案)の記載内容に関連して、委員の皆さんの活動や所属している団体等の取組の状況など、何でも結構ですので、是非参考にお聞かせ願えればと思っております。どうかご発言をお願いいたします。

○平澤委員 では、取っかかりということで、お話しします。

私は弁護士なので、普段は普通に事件処理をしながら、こういう消費者教育等にも多少携わっております。法律ができるときにもいろいろ国会等にも行ったりして、いろいろな活動もしましたけれども、やはり成年年齢については、とにかく知られていないというのが実感です。もちろん下がりますよということは、法律ができたわけですから大分アナウンスされていますし、法務省とかもいろいろなキャンペーンをやっていますけれども、何か凄い大きい制度の変革にも拘らず、何というか、凄い目立つものでもなかったりするので、あまり実感がないような感じで進んでいると思っております。

それは法律ができるときにも、もうこんなに知られていないのに、あるいは議論されていないのに下げていいのかという話を随分したんですけれども、いや、もうそれなりに議

論したということで改正されたと思います。それで、成立したけれども、施行までにちゃんと周知しましょうということになったし、附帯決議にもそうなっているし、実際やっているんですけれども、やはり実感を持って広まっていないですよ。それをどうやって広めていくかというのは、今現在も課題だし、それは施行まであと2年、3年弱ぐらいの中で、どうやっていくかというのがとても重要ではないかなと思います。

学校の先生に都の講座で一昨日も話をしましたけれども、やはり学校の先生方もなかなか正確な知識とか、何が起きるかというのがわかっていないというか、整理ができていなかったりする部分もあって、そのあたりを的確に広めていかなければいけません。それから学校の先生が自信を持って教えられるような形にしなければいけないのではないかなと思うんです。自信を持って教えるのは結構難しいことで、家庭科の先生が法律について必ずしも詳しくない中で細かいことを教えるというのは難しいというか、無理なんじゃないかなと思ったりします。そうではなくて、もっと大きい形での契約とか、その消費行動とかということをお教えいただくということをうまく、こういうモデル事業とか教材を作るとかというところで伝えていければいいのではないかなというふうに思います。

とにかくこの引き下がるということの大きな意味が、それは東京都だけじゃありませんけれども、全国的にもあまり実感されていないところが一番問題。

それから、この中にも出てきますが、家庭での教育とかPTAでの取組というのもありますけれども、親の方もやはりわかっていない人が多いと思うので、そのあたりも是非広げるような形で、今回のこの答申は非常に充実したとてもいい内容とと思っていますので、是非具体的に進めていただければというふうに思いました。

○野澤部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。今のご意見に対してでも結構ですし、そのほかに何か。

○丸山委員 すみません。さっき一任してしまっただけですが、一言だけ。資料の6ページのデータの更新の際に注意して欲しい点ですけれども、複数選択項目でマルチカウントだということは示されているのですけれども、恐らくクレサラ強要商法というのは、ほかの販売方法と組み合わせられていると思うので、何かそのことをデータ更新の際とかは強調するような形にした方がわかりやすいのではないかなと思いました。可能であればということです。

この消費者教育に関して、大学生とかを教えている身からも思うこととしましては、若者のマルチとかそういう話は日常的に聞くのですが、消費者教育を充実させる際、学校の先生自体が非常に過重労働で悩ましい状態だということを前提としたときに、細かな法律の知識というよりは、やはり何か怪しいものに誘われたときに断るマインドとか、騙すほうが悪いというマインド、あとは何か困ったときには躊躇せずに相談をするといったマインドというのを事例のディスカッションをしながら身につけていく。そういう何か社会で生き抜く力の基礎力をつけるという視点というのが非常に重要になっていくのではないかなというふうに考えます。教育の中身やコーディネーターさんの役割というのは今後も詰め

ていくと思うのですが、細かな知識は専門家に聞いた方が早いというところもありますので、躊躇せずに難から逃れるようなスキルというのを社会で生き抜く力として身につける視点も大切かなというふうに、私自身は思っております。

以上です。

○野澤部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○洞澤委員 先程の平澤委員のお話にも繋がることかなと思うんですけども、やはり受け止める側がなかなか実感を持って捉えられない、ということは大きな問題かなとは思っているのですが、他方で、自分も含めてそうなんです、自分がわかることであったり、自分がこういうことは起き得るな、みたいなことが、体験的にもそういうふうに思えるようなことというのは、自分事として受け止められると思うんですね。例えば、お金が増えるとか減るとか、そういうようなことというのは、凄く自分にも役立つということで受け止められるんですけども、例えば、何か悪質商法にひっかからないとか、契約についての基礎の知識みたいなところというのは、生き抜く力を身につけていくというところでは非常に重要なことではあるんですけども、では、それを聞いて、明日から、今から、すぐにそれが自分の行動に反映させることができるのか、その知識が自分の生活においてすぐに何かの役に立つのかとか、というような視点で言うと、嫌な言い方ですけども、直ちに自分事として捉えるのは難しい話でもあるのかなと思います。

ただ、そうは言っても、やはりそうした知識を身につけていくことが大事なんだ、ということをしちんと伝えていく必要もあることは明らかです。したがって、こちらから何か情報等を発信していく過程においては、聞いたらそれがすぐに行動に移せて、且つ、その移した結果というものが、例えば社会の役に立っていることがすぐ実感できるとか、あるいは何かあったときにはすぐに使える知識として、引き出しとして取っておきたい、みたいなふうに思ってもらえる形で発信していくことで、ちょっとずつ広がっていくものもあるのかなというふうに思いました。

以上です。

○野澤部会長 そのほかいかがでしょうか。

○阿部委員 やはり同じ意見です。成年年齢引き下げについて、学校教育において消費者教育がどこまで進んでいるかというところも踏まえて進めていく必要があります。私、先日、大手企業の新入社員研修に行っまいりまして、100名以上の新入社員で、高卒者と大卒者が参加していました。こちらの意見書の「消費者教育の現状」の「消費者教育を受けた経験の有無」のデータに出ていますが、こういった消費者教育を受けたことがあるかという質問に、非常にびっくりしましたが、一人もいなかったのです。消費生活センターは知っていますかと言ったところ、ぱらっと上がったただけでした。今まさにこの成年年齢引き下げに、消費者教育を喫緊の問題として、取り上げていますが、学校を出たばかりの人の現状に驚きました。参加した多くの人が「こういった講座をもっと早くの段階で聞

いていけばよかった」とか、「知らないことばかりだった」という意見があり、一刻も早く進めていただきたいと思っています。やはり悪質事業者というのは、狙えるところは狙ってくる訳です。この「若者からの相談件数」のデータを見ても、20代以上が多く、20歳未満が少ない現状が、成年年齢引き下げと同時に18歳19歳の相談が増えるでしょうというのは目に見えてわかると思います。ですから、一刻も早く学校教員のレベルアップを図ったり、消費者教育コーディネーター配置などをして、学校等とつないでいく状況を構築していただきたいなと思った次第でございます。

ちょっと視点は違うんですけども、今回、職員の研修も重要だと入れていただいたところに、非常に私は評価しております、やはり行政職員の方が前向きにいろいろな形で動いていただくことが大切と思っております。こちらの、この書きぶりを変えるということではないのですが、例えば31ページの今後の取組というところのアの3行目に、都において引き続き消費生活行政担当職員などを対象として研修をすることとなっております。私はこれは是非職員向けのプログラムも入れ込んでいただけたらと思っています。研修では、例えば協議会の先進事業的なものを、先進者の案内とか、こんなふうになればできますとか、消費者教育の必要性、見守りネットワーク構築など。職員さんの力というのは大きいと思いますので、そういった講座、研修を年に1回、2回、やっていただいて、職員さんというのは2年、3年ごとに変わっていきますので、そこのところにおいては継続的に特化したプログラムをやっていただけたらいいのかなと思ひまして、これは意見を言わせていただきました。ありがとうございます。

○野澤部会長 ほかにいかがでしょうか。これ、現場の立場からいかがですか。

○八百板委員 失礼いたします。今回のご意見のことでは、17番、「効率的にかつ生徒に身につく教育を実施するためには」ということで、これまでも話題になっている家庭科、高等学校の公民等の教科に限定せず、教科を横断的に、総合的な学習の時間を利用するなどして、体系的に消費者教育を取り上げ、総合的に学校教育の現場で消費者教育を実施することも効果があると考え、モデル校への挑戦とか施行とかへの期待という形でご意見が寄せられているんですけども、もう既に23ページ、25ページに記載していただいているところと、この17番のご意見とあわせて考え、学校としては取組を進めていくことが大切かなという思いになっているところでございます。

特に25ページのウ 今後の取組の方向性の（イ）のところ、校長等の教育管理職の研修、それから担当の教員だけでなく、教員それぞれの立場で取り組むことができるという意識改革、国語の例が挙げられているんですけども、全ての教科でこの成年年齢の引き下げ、高等学校における消費者教育をどう進めていくのかということ、実際には23ページにあります、新学習指導要領に基づくアクティブラーニング、主体的、対話的で深い学びに資する実践的な指導方法を検討していく、そのこととあわせて、教員たちがまず、どのように指導していくのかというところで学び合いをするといったことの重要性を、この答申、それからご意見、あわせて見て、痛感しております。

先程、自信を持って教えるという大切なご指摘がありましたので、現場としてはそのことに向けて、今なすべきこと、教員が特定の教科によるのではなくて、学校として、高等学校教育として取り組んでいくという意識に早く持っていけるように、今、管理職としては進めていかないといけないなど。そのあたりが書き込まれているので、私としては、先程来、申し上げている23ページ、25ページのところを大切に教員たちには読ませたり、話をしたり、具体的な校内研修であったり、PTAと連携しての出前事業等につなげていければということで、このあたりのところがきちんと書き込まれているところが改めていいなというふうに思いました。ありがとうございます。

○野澤部会長 ありがとうございます。それでは、私立中学校については。

○松谷委員 東京私学の代表で来ました松谷と申します。

私はこの委員になる前に、やはりどのように教育をやっているかということで、杉並、中野の私立高校のアンケートを取ったところ、やはり半数以下なんですね、実施している、この内容についての指導している学校が少なかったということが現状でありました。そういう中で、この必要性というのは重々私もこの会に出て、非常に勉強になっているところでございますが、その中でどう普及していくかということ、やはりうちの学校でも家庭科の教員と話をして、これはどのようにやっているかということで、かなりそういう担当者については真剣に取り組んでいるというところが、家庭科の先生、あるいは社会の先生でも出てきているとは思いますが、やはり内容について、どう教えたらいいかという不安はかなり持っている。ですから、そういった事例とかモデル校の案とか、そういうことはたくさんあれば、それを調べて指導できるのではないかと。

それから、法的な問題についても、やはり知識が少ないということについても、そういう幾つかの事例を、多くあればそういう中でその指導ができるのではないかとというふうに感じます。

それから、ただ単に教科の先生に委ねるだけではなくて、全体でどうするかといった場合には、私学の場合にはやはり理事長、校長会がでございます。その会に私学協会の方と相談しようと思っておりますが、理事長、校長先生がそういうものを消費者教育についての勉強をして、そしてそれを各学校で普及させるようなことを、進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○野澤部会長 そのほかいかがでしょうか。

これなかなか大学教育なんかでも、我々は大学の教員ですけれども、大学教育も結構難しいんですね。法学部なんかだと割と消費者法とか民法でやっていますけれども、それ以外の学部の学生というのは、物凄いたくさんいるわけで、そういう人たちにどうやって消費者教育をやっていくか。まさに大学生は1年、2年というような、この成年年齢引き下げにちょうど関わるものですから、そういうところでどうやって全学的にやっていくかなとか、大きな課題だと思っています。

あとはいかがでしょうか。福山さん、何か特にございますでしょうか。特になければ別

に構いませんけれども。

○福山専門員 ちょっと暑さで枯れており、ご紹介できるネタもないんですけれども、金融広報委員会ということなので、金融教育の中で一環として取り上げている消費者教育問題について少し触れます。私たちの活動としては、学校に対しては金融・金銭教育研究校制度というのがありまして、手を挙げていただいた学校には、年間助成金を15万円、2年続けてやっていただくことで計30万円の助成金を差し上げるかわりに、最後にレポートを出してくださいと、そういう制度なんです。

もう一つ、今、特典としまして、2年目最後が終わるときに公開授業をしてくださいと。公開授業も全部チラシを作ったりとか、それから先生の公開授業のほかに、いわゆる著名人の講師を呼んで、講演会をセットにしましょうと、一つのイベントを全部うちが対応しますというような、そんな制度がございまして。今、やはり高校で、ここからがやっと本題なんですけれども、初めて通信制と定時制といった学校に今年からようやく取り組んでいただきまして、やはり本当に直接、社会に出ていく前に、進学をする子はまだ大学というのがあって、網をかけて勉強できるんですけれども、いよいよ卒業して働かなければいけないというところに対する活動を頑張っていかなければいかなんということなので今、取り組んでいるところです。そういう意味では、例えば専門学校とか、今考えているのが理容師とか美容師の専門学校です。これ皆さんもう、個人事業者の卵でありまして、将来的には、まず多分どこかに丁稚奉公して、修行を積んでということだと思えるんですけれども、そのときから、例えば、私どもの観点から言えば、やっぱり将来に向けて資産形成をしなければいけないとか、積立貯蓄しなければいけないとか、要するに退職金がない世の中で生きる中であって、どうやって生きるかということも含めて、そういう金融上の契約も成年年齢が引き下がれば、自分でできるということですよ。保険にも入れるし、いろいろなことができる。そういうことを考えて、教育をするということ、今、力を入れて、やり方を考えているところでもあります。

とっさに考えました。以上でよろしいでしょうか。

○野澤部会長 ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と声あり)

○野澤部会長 それでは、本日は貴重なご意見いただきまして、どうもありがとうございました。是非、今後の参考としていただければと思います。

それでは最後に事務局からお願いいたします。

○企画調整課長 本日はありがとうございました。最終的な答申(案)につきましては、ご審議いただいたご意見を反映させまして、会長、部会長と調整させていただいた後、委員の皆様にお送りいたします。

それでは、今後のスケジュールについて、ご説明をいたします。タブレットにございます参考資料①今後のスケジュールをご覧ください。

本日の部会でのご審議を反映させた答申（案）は、9月30日、午後4時から予定をしております第4回総会におきまして、部会から報告の上、ご審議をいただきます。総会では答申（案）をお諮りし、最終的に決定したものを答申として知事にご報告いただくという流れを予定しております。

委員の皆様には改めて第4回総会の開催通知をお送りいたしますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

○野澤部会長 それでは、これもちまして、本日の部会を終了いたします。検討部会としては、本日が最後の開催となります。本当にお忙しいところ、皆さんのおかげで大変充実した部会になったというふうに考えております。本当にこれまでご尽力、ご協力いただき、ありがとうございました。それではどうもありがとうございました。

午後 2時30分閉会